

## 社会福祉法人幹福社会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幹福社会（以下、本会という）の定款第8条、定款21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは報酬その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等（宿泊費を含む）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は無報酬とする。

- 2 役員に関しては別表1に定める年額の範囲内とする。

### (報酬支払方法)

第4条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号による評議員、役員等がその職務を行なうために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は日額とし、別表2の通りとする。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬、旅費等を

支払うことができる。

- 2 宿泊費の実費が別表3を超える場合には、その差額を支払うことができる。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支払うことができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(費用支払方法)

第7条 前条に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は平成29年6月27日より施行する。